

後期高齢者医療保険料が 決定しました

問 愛知県後期高齢者医療広域連合
問 保険年金課

☎052(955)1223
☎(55)7119

後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算され、毎年7月に保険料が決定します。

令和8年度より、従来の保険料を「医療分」とし、新たに子ども・子育て支援金に係る保険料を賦課します。負担する費用について、詳しくは7月中にお送りする納入通知書の内容をご確認ください。

◎令和8年度後期高齢者医療保険料率

ホームページは
こちら

	所得割率 (%)	均等割 (円)	賦課限度額 (円)
医療分	10.48	56,130	850,000
子ども・子育て支援納付金分	0.25	1,362	21,000



新しい後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせは7月下旬に郵送します

【新しい資格確認書 (オレンジ色)】

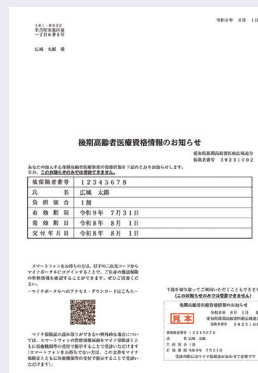
対象：令和8年8月1日時点で85歳以上の方または、普段からマイナ保険証をご利用していない方



7月下旬に郵送します。簡易書留郵便でお送りしますので、受け取りの際には受領印が必要です。8月以降に病院などにかかる際にご提示ください。

【資格情報のお知らせ】

対象：令和8年8月1日時点で85歳未満の方で、普段からマイナ保険証をご利用している方



7月下旬に普通郵便で郵送します。医療機関等を受診される場合は、マイナンバーカードと一緒に資格情報のお知らせをお持ちください。

あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570(011)558 ※ご利用には通話料がかかります

対応期間：令和9年3月31日(水)まで 午前8時45分～午後5時15分(平日)
※7月11日(土)～8月30日(日)は土・日曜日、祝日も開設

★令和8年度の特例措置

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる給与の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の方は、令和8年度の介護保険料に限り、介護保険料の算定基準となる合計所得金額および市民税課税・非課税の判断が税制改正前の基準に基づいて計算されます。したがって、税制改正後の給与所得控除の結果、令和8年度の市民税が非課税となっても、介護保険料の算定に限り所得段階は市民税課税とみなす場合があります。ただし、令和7年度市民税非課税の方のうち、令和8年度も市民税非課税の方は、介護保険料の特例減免を適用します。

ホームページは
こちらから



介護保険 負担限度額認定証の更新

所得が低い方で、施設および短期入所サービスを利用している方の食費・部屋代の負担軽減を行っています。負担限度額認定証は、原則毎年7月31日が有効期限となるため、8月1日以降必要とされる場合は、更新手続きが必要です。

8月1日以降、施設および短期入所サービスを利用する予定がない方や適用要件に該当しないことが明らかの方は申請の必要はありません。

ホームページは
こちらから

